

## 事業内職業能力開発計画(個票)

- 事業内職業能力開発計画に求められる内容
- 2 従業員のキャリア形成に即した配置その他の雇用管理に関する配慮
  - ・従業員の配置に係る基本的な方針
  - ・従業員のキャリア形成に即した配置等雇用管理の具体的な内容
- キャリア形成促進助成金の受給のために必要な事項(以下の内容)
  - 昇進昇格、人事考課等に関する事項

### 従業員の配置に係る基本的な方針

当社の組織は工事部、営業部、総務部(経理含む)の三部門からなっているが、どの部門へ配属するかは、本人の希望と適正(具体的には資格、免許、職歴、学歴等)を考慮して配置する。又本人の自己啓発によって資格等を取得した場合は他部門へ配置換えをする場合もある。

例) 営業積算課の従業員が工事関係の資格を取得した場合、工事部への配置転換等。

### 従業員のキャリア形成を考慮した雇用管理の具体的な内容

- ・人材育成に関する能力向上に努めるため、社内・社外講習等へ積極的に参加させ、技術・知識の習得に努める。
- ・社員の自発的な職業能力開発に対し、支援する。

### 昇進昇格、人事考課等に関する事項

- ・職務査定表に基づいて、『業務成績』、『遂行能力』及び『各部の責任者の評価』を要件に社長、他役員によって協議し決定する。